

# 不審な電話にご注意ください

静岡県内で不審な電話があったとの情報がありましたのでご注意ください。

## ◎事例 御殿場市

令和元年 10 月 9 日（水）の午前中に市の国保年金課を名乗る者から「先日、緑の封筒で 19,870 円の還付があるので 9 月 30 日（月）までに手続きしてもらいたい。という内容の手紙を送ったが、まだ手続きがされていない。」との電話があった。

その日の内に、金融機関の職員を名乗る者から「今日の 11 時 45 分までに金融機関の本店で手続きをしないと、あなたの口座を凍結することになる。」との電話があり、被保険者は「足もないので行けない。」と答えたところ、「近くを職員が回っているから今から行かせる。」と言われ、訪ねてきた者にキャッシュカードを渡し、暗証番号を教えたこと。

その際、「10 月 11 日（金）の 11 時にカードを返しに来る。」と言われたが、待っていても来なかったため、市へ連絡したところ事件が発覚した。

連絡を受けたときにはすでに 2 日が経過しており、市から被保険者に対して、金融機関への連絡と警察への連絡をしてもらうよう伝えた。

※被害の有無については不明

## ◎事例 沼津市

令和元年 10 月 15 日（火）の 13 時頃、市職員ミヤザキと名乗る者から「過払いとなった保険料の還付金が 19,760 円あり、先日通知を送っているが、まだ請求がないため、確認の電話を入れた。詳細については、国民健康保険課の 3 番窓口に向かうように」との電話があった。

詳細について反問したところ、相手側はボソボソと喋ったあと電話を切ったため、不審に思い市へ確認の電話をいれたこと。

当該課にミヤザキという職員は在籍しておらず 3 番窓口は他係のものである。また、被保険者には還付未済はなかった。

市からは郵送による文書の連絡が原則であることを伝え、請求がないからと追って電話をすることもなし、還付金に 60 円という端数は発生しないので無視するよう伝えた。

- × キャッシュカードやクレジットカードの暗証番号をお聞きすることは一切ありません。
- × 後期高齢者医療制度の保険料等の支払いや還付の手続きにおいて、被保険者のみなさまにATM(現金自動預け払い機)の使用をお願いすることは一切ありません。
- × このような不審な電話がありましたら、一旦電話を切り、お住まいの市町の担当課または広域連合などにご確認ください。

静岡県後期高齢者医療広域連合

TEL 054-270-5520(代表)